

社会福祉法人
世田谷区社会福祉協議会

令和 6 年度 第 3 回理事会

議 事 錄

令和 7 年 3 月 11 日

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会
令和6年度 第3回理事会議事録

1. 開催（招集）通知年月日

令和7年3月3日（月）

2. 開催の日時及び場所

- (1) 日 時 令和7年3月11日（火）午後2時00分～午後3時31分
(2) 場 所 砧区民会館（成城ホール）集会室C・D 世田谷区成城6丁目2番1号

3. 理事現員数

24名（令和7年3月3日現在）

4. 出席役員数及び氏名

- (1) 出席理事数：17名
吉村俊雄、鈴木賢治、岡崎克美、高橋和夫、白須勝敏、田嶋宏、川崎恵美子、
松岡宏武、手嶌きみ子、田中京子、須藤啓子、小林喜美江、綱木雅敏、新井貞次、
横山康博、酒井健治、長岡光春
(2) 出席監事数：2名
近造寅夫、板谷雅光
(3) 欠席理事数：7名
西崎守、坂本雅則、江藤眞理子、玉川稔、本田隆志、石井敏活、水野貞
(4) 欠席監事数：1名
丹羽克裕

5. 議長

会長 吉村俊雄

6. 決議に特別の利害関係を有する理事

該当なし

7. 議題

- (1) 決議事項
議案第1号 令和6年度補正予算（第一次）の訂正（案）の決定
議案第2号 令和6年度補正予算（第二次）
議案第3号 （仮称）第4次世田谷区地域福祉活動計画の策定
議案第4号 令和7年度事業計画・予算
議案第5号 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償
に関する規程の一部改正（案）の決定
議案第6号 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会関係諸規程の一部改正
議案第7号 令和6年度第3回評議員会の招集事項の決定

(2) 報告事項

- (1) 予算の流用について
- (2) ふらっとホーム世田谷及び分室の移転について

(3) その他

- (1) えみいレポート 世田谷区成年後見センター活動報告書について
- (2) 令和 7 年度理事会・評議員会等スケジュールについて

8. 理事会の議事の経過の要領及びその結果

午後 2 時 00 分、長岡事務局長より議長が決まるまでの間、事務局で進行をすることを伝え、はじめに吉村会長より挨拶を行った後、本日は東日本大震災発生から 14 年目を迎える日にあたるため、黙とうを行った。次に、理事会の議決に必要な出席理事数の報告を行い、理事総数 24 名のところ、17 名の出席により理事会が成立していることを確認後、長岡事務局長が開会を告げた。続いて、事務局より、理事会の召集通知において、決議事項に特別の利害関係を有する理事が存するかの確認をした結果、本日の議案について該当する理事はいない旨が報告された。

続いて、事務局より議長の選出が諮られ、吉村会長が議長に選出された。

(1) 決議事項

議案第 1 号 令和 6 年度補正予算（第一次）の訂正（案）の決定

令和 6 年度補正予算（第一次）の訂正（案）の決定について、雨宮総務課長から説明があった。

- ・ 昨年 11 月の第 2 回評議員会で承認された補正予算第 1 次の資料を修正する。
- ・ 積立金現在高表において、シルバー資金融資積立金の廃止に伴う修正を実施した。
- ・ 当初、権利擁護推進基金の積立額を 986 万 1,000 円と設定した。
- ・ 監事から誤差の指摘を受け、正確な金額である 986 万 351 円に訂正した。
- ・ 他の表については修正なし。

吉村議長 それでは、本件に関してご意見、ご質問はございませんか。

吉村議長 ご質問がないようでしたら、お諮りしたいと存じます、議案第 1 号は原案のとおり、承認してよろしいでしょうか。

（拍手により全員賛成）

吉村議長 ご異議がないようですので、議案第 1 号については、原案のとおり同意することに決定致しました。

議案第 2 号 令和 6 年度補正予算（第二次）

令和 6 年度補正予算（第二次）について、雨宮総務課長から説明があった。

- ・収入・支出の総額：どちらも 3,994 万 2,000 円。
- ・1 点目（退職給付）：想定外の普通退職者発生により、退職給付引当資産 217 万 6,000 円を取り崩し、人件費として支出した。
- ・2 点目（基金運営）：前期末支払資金のうち 2,902 万円を事業運営付金として積み立てた。
- ・3 点目（福祉喫茶の収益増）：来客増により事業収入 874 万 6,000 円増加した。その収入をもとに人件費及び事業費を増額した。

吉村議長 それでは、本件に関してご意見、ご質問はございませんか。

吉村議長 ご質問がないようでしたら、お諮りしたいと存じます、議案第 2 号は原案のとおり、承認してよろしいでしょうか。

(拍手により全員賛成)

吉村議長 ご異議がないようですので、議案第 2 号については、原案のとおり同意することに決定致しました。

議案第 3 号 (仮称) 第 4 次世田谷区地域福祉活動計画の策定

(仮称) 第 4 次世田谷区地域福祉活動計画の策定について、遠藤副参事（計画担当）より説明があった。

○計画の概要

- ・現在運用中の「住民活動計画」から「地域福祉活動計画」に名称変更予定である。
- ・計画の内容や名称変更の理由を説明した。
- ・2025 年 4 月から適用開始する。

○計画の策定プロセス

- ・策定期間は令和 5 年から令和 6 年の 2 年間で行った。
- ・策定委員会の構成は、理事会メンバー（副会長・理事等）も参画した。
- ・全 6 回の会議（オンライン 4 回、対面 2 回）を実施した。
- ・地区活動計画の作成は、主に事務所長・係長級の作業部会で検討した。
- ・計画の具体的な内容や策定プロセスを議論した。

○計画の構成（全 5 章）

- ・第 1 章：第 3 次計画（14 年間）の総括。
- ・第 2 章：地域課題の分析（6 つの共通課題）。
- ・第 3 章：計画の体系（6 つの課題 × 12 の取り組み方針）。
- ・第 4 章：法人事業と取り組み方針の明記。
- ・第 5 章：各地区（28 地区）の活動計画を掲載。

○計画の特徴（3 点）

- ・アンケート調査の実施（活動者向け）

- ・3,900人を対象とし、1,500人以上の回答を得る。
- ・85%がGoogleフォームを活用（デジタル対応の進展）。
- ・結果はホームページで公開予定。
- ・基本理念の変更

「みんなで作る誰もが安心して生活できる福祉の町」を新たな理念に設定。

「みんなで」「安心して」というキーワードを強調。

多様な立場の人々が連携するイメージを反映。

- ・地区住民活動計画の搭載（新要素）

計画の前期4年分を策定。

各地区の課題と取り組みを整理。

住民と行政・団体が協力する枠組みを明確化。

吉村議長 それでは、本件に関してご意見、ご質問はございませんか。

吉村議長 ご質問がないようでしたら、お諮りしたいと存じます、議案第3号は原案のとおり、承認してよろしいでしょうか。

（拍手により全員賛成）

吉村議長 ご異議がないようですので、議案第3号については、原案のとおり同意することに決定致しました。

議案第4号 令和7年度事業計画・予算

令和7年度事業計画について長岡事務局長から、予算について雨宮総務課長から説明があった。

■事業計画

令和7年度運営方針

1. はじめに

- ・2025年、高齢化の進行と出生数の減少が顕著に。
- ・コロナ禍や物価上昇により、孤独・孤立や生活困窮が深刻化。
- ・ひきこもり、ヤングケアラーなど複雑な課題への支援が必要。
- ・世田谷区は「世田谷版地域包括ケアシステムの強化」を推進。
- ・社協は相談・参加支援、地域づくりを強化し、地域福祉活動計画を開始。

2. 主な事業

(1) 地域福祉推進事業

- ・住民・関係機関と連携し、相談支援・居場所づくり・アウトリーチを強化。
- ・移動販売車の誘致やコミュニティバス支援で買い物支援を推進。
- ・食支援の拡充（食品寄付の受け入れ強化、各地域と連携）。
- ・高齢者向け「はり・きゅう・マッサージサービス」事前受付業務を開始。
- ・福祉喫茶を見直し、障害者の就労支援を強化。

(2) 生活自立支援事業

- ・「ぷらっとホーム世田谷」が世田谷区役所三軒茶屋分庁舎に移転。
- ・コロナ禍で生活困窮者支援のニーズが高まり、関係機関と連携強化。
- ・生活福祉資金特例貸付の終了後も生活再建支援を継続。
- ・ひきこもり相談窓口「リンク」の支援を強化。

(3) 権利擁護事業

- ・成年後見センターの運営を強化し、制度利用促進・支援者育成を推進。
- ・「あんしん事業利用開始前支援事業」を新設し、緊急支援を拡充。

3. 地域福祉活動計画の強化

- ・「第4次世田谷区地域福祉活動計画」を策定し、2025年度から開始。
- ・住民・事業者・行政が協働し、福祉のまちづくりを推進。
- ・8年間の計画（2025～2032年）で地域福祉の具体的施策を展開。

4. 法人運営基盤の整備・強化

(1) 健全な財政運営

- ・「財政健全化計画」に基づき収支の見直しを徹底。
- ・事業の受託や自主財源確保で財政基盤を強化。

(2) 効果的・効率的な組織・事業運営

- ・CSW機能を最大限発揮し、多様な住民ニーズに対応。
- ・ICT化の推進で業務効率化を図る。

(3) 職員の人材育成

- ・専門性向上のための研修プログラムを充実。
- ・会計・契約事務の正確な遂行を目指し、職層研修を強化。

以下、主要事業計画に沿って主な事業を説明した。

■予算

1. 予算全体の概要

- ・収入：1,675,069千円（前年度比 -13.29%）
- ・支出：1,685,733千円（前年度比 -12.13%）
- ・事業活動の収入・支出：ともに微増

2. 事業活動の収入

- ・増加要因
- ・新規事業の受託
- ・東京都社会福祉協議会からの権利擁護推進事業予算拡大（単年度のみ）
- ・福祉喫茶の見直しによる売上増加

3. 事業活動の支出

- ・増加要因

- ・物価高騰対応のため職員賞与の支給月数増
- ・本部事務所の狭隘化対応によるレンタルルーム使用料

4. 収入予算

- ・寄付金収入：子ども食堂等の事業への寄付増（前年度比 15%増）
- ・受託金収入：新規事業の受託や仕様変更により増加
- ・事業収入：福祉喫茶の客足回復による增收

5. 支出予算

- ・人件費：職員賞与増、育休代替・受託事業対応の増員
- ・事務費：消費税増を考慮した租税公課の増加
- ・助成金：子ども食堂助成対象拡大
- ・リース費用：パソコンを買い取りからリースへ変更

6. 基金・積立金の取り崩し

- ・進学応援給付金：児童の社会的自立支援（120,000 円/年×21 名）
- ・事業運営積立金：職員人件費や賞与の増額分補填
- ・地域支えあい積立金：ふれあいサービスの不足する経費補填
- ・電算運用積立金：パソコンリース費用補填
- ・権利擁護推進基金：区民成年後見人の活動支援

7. 組織・人員体制の変更

・増員

- 総務課：非常勤職員 1 名増
- 地域福祉課：常勤職員 1 名増（非常勤 1 名減）
- 地域社協課：常勤職員 1 名、非常勤職員 1 名増
- 権利擁護支援課：非常勤職員 1 名増
- 自立生活支援課：常勤職員 2 名増

吉村議長 それでは、本件に関してご意見、ご質問はございませんか。

吉村議長 ご質問がないようでしたら、お諮りしたいと存じます、議案第 4 号は原案のとおり、承認してよろしいでしょうか。

（拍手により全員賛成）

吉村議長 ご異議がないようですので、議案第 4 号については、原案のとおり同意することに決定致しました。

議案第 5 号　社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程の一部改正（案）の決定

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程の一部改正（案）の決定について、雨宮総務課長より説明があった。

- ・昨年 11 月の理事会で、社会福祉法人指導監査の結果に対する改善について報告された。
- ・理事及び監事の報酬等の額について、法人内調整および所轄庁確認中のため保留となっていた。
- ・調整が完了し、第 3 回評議員会へ議案提出するため、本理事会で改正案の承認を求める。
- ・指導内容として、理事及び監事の報酬等の額が評議員会の決議によって定められていないため、是正が求められた。
- ・改正内容は、理事及び監事の報酬について明確化する。(理事は無給とし、監事の報酬は要件ごとに 1 日の報酬額を設定し、年間総額の範囲で支給する。)
- ・施行年月日は、令和 7 年 4 月 1 日。

吉村議長 それでは、本件に関してご意見、ご質問はございませんか。

吉村議長 ご質問がないようでしたら、お諮りしたいと存じます、議案第 5 号は原案のとおり、承認してよろしいでしょうか。

(拍手により全員賛成)

吉村議長 ご異議がないようですので、議案第 5 号については、原案のとおり同意することに決定致しました。

議案第 6 号 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会関係諸規程の一部改正

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会関係諸規程の一部改正について、雨宮総務課長より説明があった。

○処務規程

- ・地域社協課に新規事業を推進するため「地域事業係」を新設する。
- ・保存文書の保存期間について、給与その他事案に関する事項を 10 年保存に統合する。

○育児・介護休業等に関する規程

- ・育児・介護休業法の改正に伴う所要の改正。(子の看護休暇の名称変更、子の対象年齢及び取得事由の拡大等)

○常勤職員勤務規程

- ・子の看護休暇の名称変更

○地域福祉支援員・専門員勤務規程

- ・子の看護休暇の名称変更

○職員給与規程

- ・夏季手当の算定対象期間の変更、年度末手当の廃止。

○生活支援員勤務規程

- ・労働条件通知書兼雇用契約書の修正に伴い、関係規定を整理する。

○区民成年後見業務支援員執務規程

- ・労働条件通知書兼雇用契約書の修正に伴い、関係規定を整理する。

○施行年月日は、令和7年4月1日。

吉村議長 それでは、本件に関してご意見、ご質問はございませんか。

吉村議長 ご質問がないようでしたら、お諮りしたいと存じます、議案第6号は原案のとおり、承認してよろしいでしょうか。

(拍手により全員賛成)

吉村議長 ご異議がないようですので、議案第6号については、原案のとおり同意することに決定致しました。

議案第7号 令和6年度第3回評議員会の招集事項の決定

令和6年度第3回評議員会の招集事項の決定について、雨宮総務課長より説明があつた。

- ・日時：令和7年3月25日（火）午後2時～4時
- ・会場：砧区民会館（成城ホール）集会室C・D 世田谷区成城6-2-1
- ・決議事項
 - 議案第1号 令和6年度補正予算（第一次）の訂正
 - 議案第2号 令和6年度補正予算（第二次）
 - 議案第3号 令和7年度事業計画・予算
 - 議案第4号 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程の一部改正

吉村議長 それでは、本件に関してご意見、ご質問はございませんか。

吉村議長 ご質問がないようでしたら、お諮りしたいと存じます、議案第6号は原案のとおり、承認してよろしいでしょうか。

(拍手により全員賛成)

吉村議長 ご異議がないようですので、議案第7号については、原案のとおり同意することに決定致しました。

（2）報告事項

議長の指示により、以下の事項について事務局より報告を行った。

①予算の流用について

雨宮総務課長説明

②ふらっとホーム世田谷及び分室の移転について

田邊自立生活支援課長説明

（3）その他

議長の指示により、以下の事項について事務局より報告を行った。

- ①令和7年度理事会・評議員会等スケジュールについて
- ②えみいレポート 世田谷区成年後見センター活動報告書について

吉村議長 以上をもちまして本日の議案及び報告事項は全て終了いたしましたが、
皆様から何かご意見はございませんか。

(特になし)

9. 閉会

以上をもって議事を終了したので午後3時31分に議長が閉会を宣し、解散した。

上記の決定を明確にするため議事録署名人において次に記名押印する。

令和　　年　　月　　日
署名人

令和　　年　　月　　日
署名人

令和　　年　　月　　日
署名人